

IV. 施策分野ごとの推進方針

2で整理した脆弱性評価の結果を踏まえ、次の施策分野ごとの推進方針に基づき、今後、本市の強靱化に向けて取り組む。

1 行政機能

(1) 情報発信体制の整備

防災・避難情報の伝達（防災情報伝達システム整備事業）

- ・デジタル防災行政用無線（同報系）のシステム整備を行い、戸別受信機の普及を図る。（総務課）

防災情報伝達手段の冗長化

- ・非常用発電設備や複数の情報伝達システムの整備を図る。（総務課）

(2) 避難・救助体制の整備

避難・救助体制の確立

- ・自主防災組織が中心となって行う避難行動訓練や安否確認体制のサポートを行う。（総務課）

災害対応物資の備蓄

- ・食料・飲料水・発電機・燃料等の物資の備蓄を行う。（総務課）
- ・孤立が予想される集落の避難施設に対し、食料・飲料水・発電機・燃料等の物資の備蓄を行う。（総務課）

常備消防組織の機能強化

- ・常備消防組織の機能強化のため、消防設備、資機材等への財政的支援を行う。（総務課）

非常備消防組織の機能強化

- ・消防団組織の機能強化のため、資機材の整備や人員確保、人材育成を行う。（総務課）

(3) 行政の機能維持

業務継続計画の策定

- ・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくために、事前に業務継続計画を策定するとともに、習読・訓練を行う。（総務課）

広域応援協力体制の整備

- ・災害支援協定の締結を推進する。（総務課）

クラウド化の推進

- ・遠隔地の堅牢なデータセンターにサーバーの設置を推進していく。（政策企画課）

ICT部門の業務継続性の推進

- ・優先度の高い業務について脆弱性を洗いだし、事業継続に向けた対策を講じていく。（政策企画課）

2 住宅・都市・土地利用

(1) 建築物の災害予防

崩壊危険地域の予防対策

- ・公共土木施設は、工事箇所やその周辺環境に応じて、地盤改良や構造物の施工、並びに地形、地質、地盤、植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析したうえで、最も優れた工法により個別に対応する。(土木建設課)

建築物の災害予防・耐震化

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅・多数の者が利用する建築物などの耐震化(除却を含む)や天井・照明等の改修を促進する。(建築住宅課)
- ・土砂災害等に対する住宅の安全性確保のため、区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。(建築住宅課)

工作物対策

- ・耐震性が劣る擁壁やブロック塀が避難路等の道路沿いに点在していると考えられることから倒壊した場合に人的被害の発生や避難・救助等の障害となる物件の耐震化を促す。(建築住宅課)
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。(建築住宅課・建設政策課)

屋内の機器・家具等の転倒防止対策

- ・地震の際に住宅を含め全ての建築物の利用者の安全確保のため、家具固定の必要性の啓発を進める。(建築住宅課)

(2) 建築物の応急体制

地震被災建築物宅地応急危険度判定体制等の整備

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。(建築住宅課・建設政策課)

応急仮設住宅等の確保体制の整備

- ・平時から関係団体と連携し、応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。
(総務課・建築住宅課)
- ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結(建設・借上)、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。(総務課・建築住宅課)

2 住宅・都市・土地利用

(3) 都市づくり・土地利用

防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちな燃化

- ・中心市街地等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等を推進する。(建設政策課)

液状化・崩壊危険地域の予防対策

- ・江津市ホームページで公表している大規模盛土造成地の現地踏査、優先度評価を行う。(建設政策課)

河川等氾濫の防止対策

- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、都市防災を推進する。(建設政策課・土木建設課)

防災空間の確保

- ・都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等について緊急的に整備を推進する。(建設政策課・土木建設課)

地籍調査の推進

- ・迅速な災害復旧・復興を図るため、引き続き地籍調査事業を促進する。(管財課)

3 保健医療・福祉、教育

(1) 保健・医療救護体制の強化

医療救護体制の強化

・災害時における災害拠点病院、災害派遣医療チーム、医療救護班の活用、派遣依頼については、県を通じての依頼となる。日頃より管轄する県保健所との情報共有、役割分担を確認するとともに、効率的・効果的な活動ができるような訓練を実施する。さらには災害派遣医療チーム、医療救護班のスムーズな引継ぎや継続的な支援体制の確保を図る。(健康医療対策課)

医療救護資機材・医薬品の備蓄並びに調達体制の強化

・医療救護に必要な資機材や医薬品の備蓄については、どのような物、量を備蓄するのかの検討と供給をどのように確保するのか、県保健所、災害拠点病院、さらには供給協力機関との協定等による確保体制の整備を図る。(健康医療対策課)

防疫・保健衛生体制の強化

・感染症等の発生、拡大を未然に防止するために、被害の状況に応じて迅速適切な防疫体制が取れるよう日頃から活動方法・内容についての訓練、検討を行う。被害の規模によっては、保健所や近隣自治体の協力が必要となることから組織編成や活動方法など防疫が迅速かつ適切に対応できる訓練・準備に努める。さらには、防疫活動と合わせて、避難所等における保健衛生についても十分な体制整備が必要であり、これらの組織編成・活動方法についてのシミュレーション、訓練にも努める。(健康医療対策課)

防疫用薬剤・器具等の備蓄

・緊急の調達が困難と見込まれる防疫に必要な消毒薬剤・散布用機器の備蓄、整備に努める。さらに確保のため協力機関、店舗等との協定により緊急確保体制の充実を図る。(健康医療対策課)

被災者の健康管理

・市保健師のスキルを高めるため、各種研修への参加や被災地等への積極的な派遣等により経験を積ませる。規模や長期化によっては他自治体からの派遣も見込まれるため、それに対応できる体制整備にも努める。(健康医療対策課)

(2) 要支援者対策

避難行動要支援者への支援体制の構築

・毎年度「避難行動要支援者名簿」を更新作成し、要支援者の同意に基づき、警察、消防、民生委員等の「避難支援関係者」に提供する。(社会福祉課)

(3) 災害予防

建築物の災害予防・耐震化

・学校施設や保育施設の安全性を確保するため、施設の改築、修繕を行う際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また老朽化の進む施設の現状と課題を把握し、建物の安全性及び機能を良好に維持するとともに、今後の維持保全の方向性の検討及び施設の評価を行い、施設の改築及び修繕の優先順位等を勘案した長寿命計画の策定を進める。
(学校教育課・子育て支援課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

・地震、津波等を想定した学校や保育施設における危険回避のための訓練の繰り返しが、児童生徒や職員の速やかな避難行動につながり重要である。また地域の自主防災組織の活動にも積極的に参加することで、児童生徒や職員の防災意識の更なる向上を図る。
(学校教育課・子育て支援課)

(4) ボランティア体制

災害ボランティアの活動環境の整備

・社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。(社会福祉課)

4 エネルギー、ライフライン

(1) 上下水道施設の安全化

下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設のストックマネジメント計画等の策定や、計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。(下水道課)
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPの策定や訓練、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。(下水道課)

水道施設の安全化

- ・平成 28 年度に策定した、江津市水道事業経営戦略に基づき、老朽化した施設の耐震化を踏まえた更新を実施する。(水道課)
- ・災害時拠点施設となる病院等の重要給水施設への基幹管路を耐震性のある管種・継手で更新し、災害時にも断水しない強い水道を目指す。(水道課)
- ・被害想定に対して限られた資源で給水を継続しつつ、目標復旧期間で復旧するための上水道業務継続計画(BCP)を策定する。(水道課)
- ・災害等発生時の初動対応は、江津市水道事業危機管理マニュアルに基づき、円滑に応急給水及び応急復旧活動を行う。(水道課)
- ・災害等発生時は、江津市管工事業組合等との「水道施設の災害に伴う応援協定」に基づき、速やかに水道施設を復旧する。(水道課)
- ・本市独自で対応出来ない規模の断水の場合は、日本水道協会島根県支部に応急給水支援を要請するとともに、協力体制を構築する。(水道課)

5 情報通信

(1) 情報伝達体制の整備

防災情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・デジタル防災行政用無線(同報系)のシステム整備を行い、戸別受信機の普及を図る。【再掲】(総務課)

防災情報伝達手段の冗長化

- ・非常用発電設備や複数の情報伝達システムの整備を図る。【再掲】(総務課)

市民への的確な情報伝達体制の整備

- ・ケーブルテレビの経路の強靱化やFTTH化を推進していく。(政策企画課)

避難情報の伝達(防災情報伝達システム整備事業)

- ・デジタル防災行政用無線(同報系)のシステム整備を行い、戸別受信機の普及を図る。【再掲】(総務課)

6 交通・物流

(1) 交通施設の安全化・輸送路の整備等

防災空間の確保・交通施設の安全化

- ・主要な幹線道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
(土木建設課)
- ・道路、橋梁等について計画的に点検、修繕を実施する。(土木建設課)
- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(建設政策課)
- ・緊急輸送道路や市内各地とインターチェンジを連結する道路、主要な公共施設・避難所等を結ぶ道路網について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。(土木建設課)
- ・地震などの災害に対し安全性・信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
(建設政策課・土木建設課)
- ・地域ごとに優先される整備効果の高い路線について、優先順位の高い路線から、計画的に整備を進める。(土木建設課)
- ・災害時の緊急物資等の輸送基地としての機能を維持するため、漁港施設について必要に応じて整備を行う。(農林水産課)

(2) 交通規制体制の整備等

交通規制の実施責任者、実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。
(土木建設課)

(3) 輸送体制の整備

道路寸断への対応

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。(土木建設課)
- ・迂回路として活用できる農道、集落道、林道、漁港関連道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(土木建設課・農林水産課)

輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・災害時の輸送手段を迅速かつ的確に確保するため、「道の駅」サンピコごうつについて、施設管理者として国など関係機関と連携を図る。(農林水産課)

7 経済産業

(1) 企業における防災対策等

事業所における防災体制の整備

- ・地域コミュニティの一員として、地域防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。

(商工観光課)

事業所における事業継続の取組の推進

- ・事業所における業務継続計画(BCP)の策定促進のため、普及啓発活動や情報提供を推進する。

(商工観光課)

(2) 帰宅困難者対策

観光客の安全確保

- ・県など関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や、安否確認手段の確保を図る。(商工観光課)

(3) 輸送路の確保

産業・エネルギーの持続

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。(建設政策課)
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を推進する。(土木建設課)

8 国土保全

(1) 河川・海岸の災害防止

波浪・浸食・高潮災害の防止対策

- ・波浪等による被害を防止するため、海岸環境に配慮しながら波浪等に対応できる護岸等の海岸保全施設の整備を推進するとともに、既存施設の老朽化点検を実施し、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。(建設政策課)

河川等氾濫の防止対策

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り、ダム建設や堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を推進する。

(建設政策課・土木建設課)

- ・市管理河川の適切な維持管理や堆積土砂対策等を計画的に実施する。(土木建設課)

(2) 土砂災害等の災害防止

土砂災害の防止・公共土木施設の安全化

- ・山地災害の防災・減災を図るため、県と連携を図り治山対策を推進する。(農林水産課)
- ・地すべり危険箇所については、県と連携を図り地滑り防止対策を推進する。(農林水産課)

農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、抜本的な改修や減災対策を推進する。

(農林水産課)

森林整備の実施

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。

(農林水産課)

9 環境

(1) 生活環境に関する施設等の安全化

下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設のストックマネジメント計画等の策定や、計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。(下水道課)【再掲】
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPの策定や訓練、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。(下水道課)

廃棄物処理体制の整備

- ・災害廃棄物処理マニュアルを策定する。(市民生活課)
- ・災害廃棄物の仮置き場候補地をリストアップしておく。(市民生活課)
- ・仮置き場の設置運営に係る機材・人員を確保するため、応援要請先をリストアップしておく。(市民生活課)
- ・災害廃棄物の収集・運搬が円滑に行えるよう業界団体や近隣の市町村、地元建設業組合等の災害時の応援体制について検討を行う。(市民生活課)
- ・被災地の個人住宅等でのごみ処理が迅速となるよう、ボランティアの活動が効率よく行える支援体制を検討しておく。(市民生活課)
- ・災害時の広報を、より早く、的確に行うため、復旧段階ごとの広報媒体や広報手段などについて検討しておく。(市民生活課)
- ・被災地域の情報を詳細に把握するため、地域コミュニティなどの地縁団体との連携について検討を行う。(市民生活課)
- ・処理困難物などの受け入れ先や手続きについて検討を行う。(市民生活課)

10 横断的分野(避難訓練、防災組織、防災教育)

(1) 避難訓練

避難行動要支援者への支援体制の構築

- ・毎年度「避難行動要支援者名簿」を更新作成し、要支援者の同意に基づき、警察、消防、民生委員等の「避難支援関係者」に提供する。【再掲】(社会福祉課)

避難施設の設置

- ・自然災害に対応した指定緊急避難場所や地区避難所を指定・認定し、表示板の設置や防災マップへの搭載を行う。(総務課)

避難・救助体制の確立

- ・自主防災組織が中心となって行う避難行動訓練や安否確認体制のサポートを行う。【再掲】(総務課)

(2) 防災組織等の活動環境整備

地域コミュニティ活動による防災体制の構築

- ・モデルとなる取組の紹介等を行いながら意識を高める活動と、取組の進め方を周知する。(地域振興課)
- ・防災リーダーを、地域コミュニティ活動の一環として養成する。(地域振興課)

広域応援協力体制の整備

- ・災害支援協定の締結を推進する。【再掲】(総務課)

常備消防組織の機能強化

- ・常備消防組織の機能強化のため、消防設備、資機材等への財政的支援を行う。【再掲】(総務課)

非常備消防組織の機能強化

- ・消防団組織の機能強化のため、資機材の整備や人員確保、人材育成を行う。【再掲】(総務課)

事業所における防災体制の整備

- ・地域コミュニティの一員として、地域防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。【再掲】(商工観光課)

災害復旧の担い手の確保

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み(魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等)を推進する。(商工観光課・建設政策課・土木建設課)

支援協定締結団体との連携強化

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。(土木建設課)

10 横断的分野(避難訓練、防災組織、防災教育)

(3) 防災教育

防災マップの整備

- ・自然災害のリスクを示した防災マップを作成し、住民に配布する。(総務課)

海拔表示板の設置

- ・海拔表示板を設置し、往来する住民等に浸水害のリスクを示す。(総務課)

避難施設の設置

- ・津波災害に対応した津波避難ビルや避難高台、指定緊急避難場所を指定し、表示板の設置や防災マップへの搭載を行う。(総務課)

職員・市民・学校教育等に対する防災教育

- ・地震、津波等を想定した学校や保育施設における危険回避のための訓練の繰り返しが、児童生徒や職員の速やかな避難行動につながり重要である。また地域の自主防災組織の活動にも積極的に参加することで、児童生徒や職員の防災意識の更なる向上を図る。【再掲】

(学校教育課・子育て支援課)

地域における要配慮者対策

- ・外国人に対し、避難経路の確認や危険区域の把握など防災講座を開催する。【再掲】

(政策企画課・総務課)

- ・外国人住民にはやさしい日本語による対応が行えるよう、職員等への研修を実施する。

(政策企画課)

- ・通訳・相談等の支援が可能な団体・個人の把握と相談体制の整備を行う。(政策企画課)

11 横断的分野(老朽化対策)

建築物の災害予防・耐震化

- ・耐震化計画の策定と実行を図る。(地域振興課)
- ・学校施設や保育施設の安全性を確保するため、施設の改築、修繕を行う際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また老朽化の進む施設の現状と課題を把握し、建物の安全性及び機能を良好に維持するとともに、今後の維持保全の方向性の検討及び施設の評価を行い、施設の改築及び修繕の優先順位等を勘案した長寿命計画の策定を進める。【再掲】
(学校教育課・子育て支援課)

建築物の老朽化対策

- ・市有建築物の安全性を確保するため、『江津市公共施設等総合管理計画』及び各施設の『長寿命化計画』に基づき、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める。
(管財課・建築住宅課)

防災空間の確保

- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
(建設政策課・土木建設課)

水道施設の安全化

- ・平成 28 年度に策定した、江津市水道事業経営戦略に基づき、老朽化した施設の耐震化を踏まえた更新を実施する。【再掲】(水道課)
- ・災害時拠点施設となる病院等の重要給水施設への基幹管路を耐震性のある管種・継手で更新し、災害時にも断水しない強い水道を目指す。【再掲】(水道課)
- ・被害想定に対して限られた資源で給水を継続しつつ、目標復旧期間で復旧するための上水道業務継続計画(BCP)を策定する。【再掲】(水道課)
- ・災害等発生時の初動対応は、江津市水道事業危機管理マニュアルに基づき、円滑に応急給水及び応急復旧活動を行う。【再掲】(水道課)
- ・災害等発生時は、江津市管工事業組合等との「水道施設の災害に伴う応援協定」に基づき、速やかに水道施設を復旧する。【再掲】(水道課)
- ・本市独自で対応出来ない規模の断水の場合は、日本水道協会島根県支部に応急給水支援を要請するとともに、協力体制を構築する。【再掲】(水道課)

下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、公共下水道施設のストックマネジメント計画等の策定や、計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。【再掲】(下水道課)
- ・災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、BCPの策定や訓練、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。【再掲】(下水道課)

農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、機能保全対策や耐震化を計画的に実施する。【再掲】(下水道課)